

未来

人権教育啓発シリーズ NO.2



中学校3年生の社会の授業では、公民的分野で日本国憲法の内容について深く学習します。「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」の三大原理を柱とする我が国の憲法には、国民の権利を保障し、国の権力の行き過ぎを抑える働きがあります。

日本国憲法における「平和主義」とは？

私たちは、命の安全が守られているからこそ、安心して社会生活を営むことができます。

国には、国民の命の安全を保障する義務があります。それではロシアとウクライナの戦争はなぜ始まり、なぜ終わりを迎えないのでしょうか。そこには二国間だけではなく、その他の様々なことが関係しています。

いずれにしても、戦争を続けるという決断は、両国民の生きる権利を脅かしているだけです。「人権教育」の視点から鑑みてもできるだけ早くこの戦争が終わることを、心から願っています。



ここで、「平和主義」を掲げる日本国憲法第9条の条文を紹介します。

第9条 [戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認]

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第1項には「戦争をしません」、第2項には「軍隊をもちません」と書いてあります。でも、日本が他国に攻撃されて、国民の命の安全が脅かされてしまったらどうすればいいのでしょうか。そこに「自衛隊」が存在する意義の一つがあります。ちなみに政府（国）の見解では、「自衛のための最小限度の実力」をもつことについては、憲法に違反しないという解釈がなされています。それがどういう意味なのか、気になる人は、「個別的自衛権」や「集団的自衛権」という言葉とともに、ぜひ自分で調べてみてください。

民主主義は、物事を決めるときに「多数決の原理」を採用しています。そこでは、基本的に多数派の意見が尊重されます。でも、多数派の意見が必ずしも正しいとは限りませんし、

少数派の意見が間違っているとも限りません。学校生活でも、多数派と少数派に分かれる場面があるかと思います。そんなとき、お互いの考えを冷静に見つめ直してみることをおすすめします。

